

**地方債制度等のうち  
公共施設に活用できるもの**

# 公共事業等債

## 1 事業の概要

公共事業等債は、国全体からみて必要とされる事業に対して、それぞれの法律や予算によって国が事業費の一部を補助、負担するか、又は国が直接事業を行うものである。地方団体が負担する部分は事業施行に伴う受益の範囲内であり、かつ当該負担は地方財源計画を通じて所要の財源措置が行われることとなっているが、これらの公共事業等は、収益性もなく将来の地方財政の硬直化を防止するためにも地方債に大きく依存するのは適当ではないため、充当率については低めにおさえられている。

## 2 同意等基準

公共事業等債については、補助事業に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金並びに独立行政法人水資源機構の行う河川事業及び農業農村整備事業並びに国立研究開発法人森林研究・整備機構の行う農業農村整備事業及び林道事業に係る法令に基づく負担金を対象とするものとする。

## 3 運用要綱

- (1) 公共事業等債の対象事業に係る継ぎ足し単独事業及び関連して実施される単独事業については、事業内容に応じてそれぞれ他の事業債の対象とするものであること。
- (2) 国営、都道府県営及び団体営土地改良事業に係る地方公共団体の負担金については、「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」(平成3年5月31日付け3構改D第389号農林水産省農振興局長通知)において、地方公共団体が負担すべきとされている額を対象とするものであること。

## 4 充当率 (%)

区分	対象事業等	充当率	うち本来分	うち財源対策債分
原則	公共事業等	90	50	40
例外	高速自動車国道建設事業、被災市街地復興特別事業		90	0
	各種災害関連事業のうち激甚災害対策、かんまん災害対策（現年分）、災害関連緊急及び湛水防除（市町村分）に係るもの		80	10
	国営土地改良事業等の市町村負担金のうち平成22年度までに実施した事業に係る負担金相当額		30	60

## 5 元利償還金に対する交付税措置 (%)

・本来分		
補助分	都市計画（被災市街地復興推進地域内の事業）	80
	各種災害関連 砂防、河川、漁港海岸、漁港施設、防災重点農業用ため池、盛土（特別分）等	50
	激甚災害対策、かんまん災害	57
直轄分	道路（高速自動車国道建設）	50
	直轄ダム、道路（高速自動車国道建設を除く高規格幹線道路）、砂防	50
	災害関連緊急、激甚災害対策	57
・財源対策債分		
湛水防除（本来分に係るもの）※特別交付税による措置		30

※特に注記の無いものは、普通交付税措置（以下の事業債について同じ）

# 防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債

## 1 事業の概要・同意等基準

防災・減災・国土強靭化緊急対策事業については、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定。以下「5か年加速化対策」という。）に基づく補助事業に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金並びに5か年加速化対策に基づく独立行政法人水資源機構の行う農業農村整備事業に係る法令に基づく負担金を対象とする。

## 2 運用要綱

- (1) 防災・減災・国土強靭化緊急対策事業の対象事業に係る継ぎ足し単独事業及び関連して実施される単独事業については、事業内容に応じてそれぞれ他の事業債の対象とするものであること。
- (2) 国営、都道府県営及び団体営土地改良事業に係る地方公共団体の負担金については、「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」（平成3年5月31日付け3構改D第389号農林水産省農村振興局長通知）において、地方公共団体が負担すべきとされている額を対象とするものであること。

## 3 充当率

100%

## 4 元利償還金に対する交付税措置

50%

# 公営住宅建設事業債

## 1 事業の概要

地方公共団体が国の補助又は交付金を受けて行う公営住宅建設事業、住宅地区改良事業等及び地方公共団体が単独で行う公営住宅等の建設用地の取得・造成事業といった公営住宅・改良住宅の建設に関連する事業について、公営住宅建設事業として起債の対象としている。

## 2 同意等基準

次に掲げる事業を対象とするものとする（ただし、地方公共団体が実施するものに限る。）。

- (1) 公営住宅その他の公的賃貸住宅の整備事業等
- (2) (1)の事業に関連して実施する事業
- (3) 空き家再生等推進事業（公的賃貸住宅等として整備するものに限る。）
- (4) アイヌ住宅資金等貸付事業

## 3 運用要綱

- (1) 公的賃貸住宅とは、地域優良賃貸住宅、都市再生住宅、改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅その他の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第2項に規定する賃貸住宅をいうものであること。
- (2) 整備事業等とは、建設、買取り、改善（アスベスト改修を含む。）又は除却（地財法第33条の5の8に規定する公共施設等の除却）をいうものであること。
- (3) 関連して実施する事業とは、用地の取得造成事業、駐車場整備事業、居住環境形成施設整備事業その他の事業であること。

## 4 充當率

100%

## 5 元利償還金に対する交付税措置

なし

# 災害復旧事業債

## 1 事業の概要

降雨、暴風、洪水、津波、地震その他異常な天然現象による災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった施設を、原形に復旧する事業について、災害復旧事業として起債の対象としている。

我が国は、気象的にも地理的にも、災害を受けやすい環境にあり、復旧のための地方公共団体の財政的負担も大きいため、国庫補助（負担）制度と両面からの財源措置を講じ、災害の早期復旧に資するのが本事業債の趣旨である。

## 2 同意等基準

災害復旧事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする。

### (1) 補助災害復旧事業及び直轄災害復旧事業

次に掲げる補助事業（地方公営企業に係るものと除く。）に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金（独立行政法人の行う災害復旧事業に係る法令に基づく地方公共団体の負担金を含む。）

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条の規定に基づき国がその事業費の一部を負担する災害復旧事業
- ② 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条の規定に基づき国がその経費を補助する災害復旧事業
- ③ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法第3条の規定に基づき国がその経費の一部を負担する災害復旧事業
- ④ 公営住宅法第8条第3項の規定に基づき国がその費用の一部を補助する災害復旧事業
- ⑤ 国庫補助の対象となる都市災害復旧事業
- ⑥ その他立法措置によって国がその事業費等の一部を負担又は補助する災害復旧事業（(2)に掲げるものを除く。）
- ⑦ その他特別の予算措置によって国がその事業費等の一部を負担又は補助する災害復旧事業及び①から⑥までに掲げるものに準ずる災害復旧事業

### (2) 災害対策基本法第102条第1項の規定に基づく歳入欠かん債及び災害対策債

### (3) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第24条第1項及び第2項の規定に基づく公共土木施設等小災害復旧事業及び農地等小災害復旧事業

### (4) 地方公営企業災害復旧事業

### (5) 公共施設又は公用施設に係る火災復旧事業

### (6) 一般単独災害復旧事業（公共施設、公用施設及び別に定める農地に係る災害復旧事業のうち、(1)の対象とならなかつたもので、(2)から(5)までに掲げるものを除いたもの並びに単独の災害関連事業をいう。）

## 3 運用要綱

- (1) 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第43条第3項における総務大臣が指定する地方公共団体は、著しく異常かつ激甚な非常災害に係る災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第102条第1項第1号の徴収金の減免の額と同項第2号の災害予防、災害応急対策又は災害復旧に通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの額（災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項から第3項までに規定する救助が行われた市町村は、当該災害に係る当該市町村の区域における救助に要した費用のうち都道府県が支弁したものと含む。）との合計額が、当該地方公共団

体の標準税収入額の 100 分の 5 に相当する額を超えるものとする。

- (2) 一般単独災害復旧事業等は、災害にかかった公共施設（原則として、地方公共団体及び公共的団体（鉄道に係る事業については、地方財政法第 5 条第 5 号の政令で定める法人を含む。）が所有し、管理するものに限る。以下同じ。）及び公用施設を原形に復旧するものをいい、原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設を建設すること、又は原形に復旧することが著しく困難若しくは不適当な場合においてこれに代わるべき必要な施設を建設する場合も対象となるものであること。

なお、庁舎については、原則として、被災前延床面積を上限として、一般単独災害復旧事業又は地方公営企業災害復旧事業の対象事業費を算出するものであるが、被災前延床面積が被災時点における被災庁舎の入居職員数に一人当たり 35.3 m<sup>2</sup>を乗じて得た面積を下回る場合は、当該面積を上限として、一般単独災害復旧事業又は地方公営企業災害復旧事業の対象事業費を算出することができるものであること。

- (3) 火災復旧事業とは、失火等を原因とする火災により焼失した公共施設又は公用施設に係る災害復旧事業をいうものであり、地震及び大規模な事故等の災害並びに放火等災害に準ずる原因に基づく火災は、一般単独災害復旧事業の対象とするものであること。

火災復旧事業の対象事業費には、応急復旧費及び備品購入費を含むものであること。また、火災保険金は、控除財源として取扱う必要はないこと。

- (4) 農地については、一般単独災害復旧事業の対象とならないものであること。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条第 1 項に基づき指定された災害に係る農地であって、同法第 5 条の措置が適用されたもののうち一箇所の工事の費用が農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）第 2 条第 6 項に掲げる額以上のものについては、一般単独災害復旧事業の対象とするものであること。

- (5) 現年の災害復旧事業については、前年度の 1 月 1 日以降に発生した災害を対象とするものであること。

- (6) 過年の充当率を現年と同率とする著しく異常かつ激甚な非常災害等とは、既存の災害復旧制度の適用に加えて、特別の立法措置又は特別の予算措置等が広範に講じられるものであり、かつ、災害発生年の翌年度予算の編成時点において、災害復旧事業費の多くが確定できない状況にある災害をいうものであること。

4 充当率 (%)

事業区分		充当率	
補助・直轄災害復旧事業	現年	公共土木施設等 100	
		農地・農林漁業施設 90	
	過年	公共土木施設等 90	
		農地・農林漁業施設 80	
歳入欠かん等債	歳入欠かん債		
	災害対策債		
小災害復旧事業	公共土木施設等 100		
	農地	一般被災地 50	
		被害激甚地 74	
	農林 施設	一般被災地 65	
		被害激甚地 80	
地方公営企業災害復旧事業		100	
火災復旧事業		100	
一般単独災害復旧事業	公共土木施設等 100		
	農林漁業施設 65		

5 元利償還金に対する交付税措置 (%)

事業区分	交付税措置	備考
補助・直轄災害復旧事業債	95	普通交付税
一般単独災害復旧事業債	47.5 (財政力補正により 85.5まで)	
小災害復旧事業債	66.5 (財政力補正により 95.0まで)	
	農地等 100	
歳入欠かん等	47.5 (減収割合に応じ 85.5まで)	
災害対策債	57	特別交付税

# 学校教育施設等整備事業債

## 1 事業の概要

公立の小中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園、高等学校（一般事業の対象となるものを除く。）、大学及び社会体育施設等の整備事業を対象とする事業債である。

## 2 同意等基準

- (1) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）第3条第1項の規定に基づく国庫負担及びその他の国庫補助（交付金を含む。）を受けて実施する学校教育施設等の整備事業に係る地方負担額（(2)から(3)に掲げるもの並びに都道府県が実施する補助事業に係る地方負担額を除く。）
- (2) 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第4条の規定に基づく学校教育施設等の整備事業に係る地方負担額
- (3) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第1項の規定に基づく交付金及びその他の国庫補助（交付金を含む。）を受けて実施する事業のうち、義務教育諸学校等及び公立認定こども園の補強事業（(2)に掲げるものを除く。）、防災機能強化事業及び大規模改造事業のうち特別防犯対策に係る地方負担額
- (4) 単独事業として行う学校教育施設等の整備事業

## 3 運用要綱

- (1) 学校施設環境改善交付金を受けて実施する事業の起債対象事業費は、当該交付金の対象事業費から、当該事業費に交付金要綱に定める交付率を乗じて得た額又は当該事業に充当した交付金の額のいずれか多い額を控除した額とするものであること。
- (2) ランチルーム、クラブハウス、武道場、幼稚園、高等学校（一般事業の対象となるものを除く。）、大学、社会体育施設等の整備事業については、本事業の対象となるものであること。
- (3) 単独事業として行う義務教育施設（校舎、屋内運動場）に係る大規模改造事業については、1校（特別支援学校については小中学部に係る部分）ごとの対象事業費が400万円以上（防犯対策の観点から必要となる工事については100万円以上）のものをいうものであること。

#### 4 充當率及び元利償還金に対する交付税措置

##### 国庫補助事業

対象事業	充當率 (%)		交付税措置 (%)		
	通常分	財源対策債分	通常分	財源対策債分	
公立学校施設整備費負担金を受けて実施する事業	90	75	15	70	50
学校施設環境改善交付金を受けて実施する事業					
① 義務教育諸学校の危険改築事業、不適格改築事業					
② へき地寄宿舎、集会室の新增築事業					
③ 公立の小学校、中学校、義務教育学校の既存施設を活用した学校統廃合に係る改修事業					
④ 「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第11号。以下「地防法」という。）」第4条の規定に基づく公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、地震による倒壊の危険性が高いもののうち、やむを得ない理由により補強が困難なもの（国負担割合1/2）の改築事業	90	75	15	70	50
⑤ 公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎の補強事業及び防災機能強化事業					
⑥ 公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程の長寿命化改良事業					
⑦ 南海トラフ地震防災対策として実施される公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程の津波移転改築事業					
⑧ 学びの多様化学校又は夜間学校（小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程に限る。）の用に供する既存施設の改修事業					
⑨ 義務教育諸学校の水泳プール（屋外）の新改築事業（「地防法」第4条の規定に基づく事業に限る（国負担割合1/2））	90	75	15	50	50
⑩ 特別支援学校の小学部、中学部の長寿命化改良事業	90	75	15	30	50
⑪ 義務教育諸学校の水泳プール（屋外）の新改築事業（⑨以外）					
⑫ 公立の中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中等部の武道場の新改築事業	90	75	15	—	50
⑬ 義務教育諸学校の給食施設の新增改築事業					
⑭ 義務教育諸学校の大規模改造事業	75	75	—	30	—
⑮ 公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程の大規模改造事業（障害児等対策施設整備工事に限る）	90	75	15	70	50
⑯ 公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の大規模改造事業（特別防犯対策施設整備工事に限る）	90	75	15	70	50
⑰ その他の事業	75	75	—	—	—
就学前教育・保育施設整備交付金を受けて実施する事業（公立認定こども園に限る）	75	75	—	—	—
⑱ 地防法第4条の規定に基づく校舎、屋内運動場又は寄宿舎で地震による倒壊の危険性が高いもののうち、やむを得ない理由により補強が困難なもの（国負担割合1/2）					
⑲ 校舎、屋内運動場又は寄宿舎の補強事業及び防災機能強化事業	90	75	15	70	50
⑳ 大規模改造事業（特別防犯対策施設整備工事に限る）					
その他の国庫補助（交付金を含む）を受けて実施する事業	75	75	—	—	—
防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第3条第2項第1号及び公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第5条第1項に基づく義務教育諸学校に係る防音事業及び騒音防止事業	90	75	15	—	50
補正予算債	100	100	—	50（※）	—

※通常の措置率が50%を超える場合は、当該措置率（60%）

## 地方単独事業

(%)

対象事業	充当率		交付税措置	
	通常分	財源対策債分	通常分	財源対策債分
① 義務教育施設（校舎、屋内運動場）の大規模改造事業	75	75	—	50
② その他の地方単独事業（継ぎ足し単独事業を含む）	75	75	—	—

## 用地

(%)

対象事業	充当率		交付税措置	
	通常分	財源対策債分	通常分	財源対策債分
①義務教育施設、高等学校	90	90	—	—
②その他	75	75	—	—

## **社会福祉施設整備事業債**

### **1 事業の概要**

児童福祉施設や老人福祉施設等のいわゆる福祉六法等に規定する施設及びこれに準ずる施設として通知により設置運営が定められている施設の整備事業を対象としている。

### **2 同意等基準**

社会福祉施設整備事業については、児童福祉施設その他の社会福祉施設のうち、公営企業債の対象となる施設及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校を除いた施設の整備事業を対象とするものとする（ただし、都道府県が実施する補助事業に係る地方負担額を除く。）。

### **3 運用要綱**

公共的団体が整備する施設に対する補助金についても社会福祉施設整備事業で協議等を行うこと。

### **4 充当率**

80%（貸付目的の社会福祉施設に係る用地の取得 90%）

### **5 元利償還金に対する交付税措置**

なし

# 一般廃棄物処理事業債

## 1 事業の概要

一般廃棄物処理事業債の対象は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第8条に規定する一般廃棄物処理施設のうち、地方公共団体が設置する施設の整備事業である。

## 2 同意等基準

一般廃棄物処理事業については、し尿処理施設整備事業、ごみ処理施設整備事業及び清掃運搬施設等整備事業を対象としている。

## 3 運用要綱

- (1) し尿処理施設とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項に規定する施設（焼却式し尿処理施設は地域の特別な事情がある場合に限る。）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）又は廃棄物処理法に基づくし尿浄化槽であって、地方公共団体が設置・管理するものであること。
- (2) ごみ処理施設とは、原則として、廃棄物処理法第8条第1項に規定するごみ処理施設及び埋立処分地施設（原則として、廃棄物処理法第9条の3第1項の規定に基づき都道府県知事等に届出された最終処分場に係る施設）をいうものであるが、地方公共団体の廃棄物処理計画上の必要等に応じ、廃棄物再生利用施設等の処理施設を含むものであること。なお、附属施設には、ごみ焼却発電等熱利用施設（売電を主たる目的とする場合を除く。）が含まれるものであること。
- (3) 清掃運搬施設等とは、し尿汲取車、ごみ運搬車、し尿運搬船、ごみ運搬船、残滓運搬車（船）並びに最終処分場で使用するブルドーザ及びコンパクタ等をいい、これらに係る電気自動車その他の低公害車も含まれるものであること。

## 4 充当率及び元利償還金に対する交付税措置

(%)

区分		充 当 率			交付税措置	
		通常分	財源対策債分	計	通常分	財源対策債分
し尿処理施設 ・ ごみ処理施設	補助事業	75	15	90	50	50
	単独事業	75	—	75	30	—
	うち重点化等事業（※）	75	15	90	50	50
清掃運搬施設等		75			—	
用地関係		100			—	

※重点化等事業とは、事業全体を単独事業で実施する事業のうち、ごみ焼却施設の新設に係るもの（ごみ処理広域化計画に基づいて実施するものに限る。）並びにし尿処理施設、地域し尿処理施設、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の基幹的設備（平成9年度までの国庫補助対象設備をいう。）の改造事業であって総事業費が1億5,000万円以上の事業をいう。

# 一般補助施設整備等事業債

## 1 事業の概要

一般補助施設整備等事業は、地方財政法第5条等に規定する適債事業のうち、同意等基準に示す事業を対象としている。(原則として、国庫補助事業を対象としている。また、本事業は普通会計債であることから、公営企業に属する事業は対象とされない。)

## 2 同意等基準

### (1) 原則として、国庫補助金を伴う事業のうち次に掲げる事業

(ア)原子力発電施設等立地地域振興特別事業	(イ)有明海・八代海等再生事業
(イ)甘味資源作物・砂糖製造業緊急支援事業	(フ)地震対策緊急整備事業
(ウ)沖縄振興特別推進交付金事業	(ウ)活動火山対策避難施設整備事業
(エ)沖縄離島活性化推進事業	(エ)住宅資金等貸付事業
(オ)沖縄製糖業体制強化対策整備事業	(ト)庁舎整備事業
(カ)沖縄振興特定事業推進事業	(ナ)特定地域再生事業(公共施設又は公用施設の除却事業に限る。)
(キ)沖縄北部連携促進特別振興事業	(ニ)特定間伐等促進対策事業
(ク)沖縄観光景観形成支援事業	(メ)まち・ひと・しごと創生交付金事業(地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第1号イ及び第13条の規定に基づく交付金事業)
(ケ)沖縄産業創出支援事業(沖縄持続可能な交通環境構築推進事業に限る。)	(ヌ)地方大学・地域産業創生事業
(コ)奄美群島振興交付金事業(農業創出緊急支援事業に限る。)	(リ)文化財保存・活用事業(国宝重要文化財等保存・活用事業、重要文化財等防災施設整備事業及び史跡等購入事業に限る。)
(サ)未買収道路用地取得事業(沖縄県に限る。)	(ハ)アイヌ政策推進交付金事業
(シ)防災集団移転事業	(セ)地域公共交通再構築事業(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第2条第9号に規定する鉄道事業再構築事業に係るものに限る。)
(ス)豪雪対策整備事業	
(セ)認定こども園整備事業(他の事業区分に属する事業の対象となるものを除く。)	
(リ)児童相談所一時保護施設整備事業	

(2) 国庫補助(交付金を含む)を受けて市町村が実施する施設整備事業のうち、(1)に掲げる事業及び他の事業区分に属する事業の対象とならない事業

(3) 国庫補助金を伴う出資金・貸付金(チッソ分)

(4) 特別転貸債

## 3 充当率

(%)

対象事業	充当率	対象事業	充当率
原子力発電施設等立地地域振興特別事業、甘味資源作物・砂糖製造業緊急支援事業、沖縄振興特別推進交付金事業、沖縄離島活性化推進事業、沖縄製糖業体制強化対策事業、沖縄振興特定事業推進事業、沖縄北部連携促進特別振興事業、沖縄観光景観形成支援事業、沖縄産業創出支援事業(沖縄持続可能な交通環境構築推進事業に限る。)、奄美群島振興交付金事業、未買収道路用地取得事業、特定間伐等促進対策事業、アイヌ政策推進交付金事業、特別転貸債	100	防災集団移転事業、まち・ひと・しごと創生交付金事業、地方大学・地域産業創生事業、文化財保存・活用事業、消防・防災施設整備事業、農地耕作条件改善事業及び農業水路等長寿命化・防災減災事業(市町村負担に限る)	90
		豪雪対策整備事業、認定こども園整備事業	80
		消防庁舎整備事業、その他	75

## 4 元利償還金に対する交付税措置

(%)

事業区分	交付税措置
原子力発電施設等立地地域振興特別事業	70
地震対策緊急整備事業等で総務大臣が指定したもの	50
甘味資源作物・砂糖製造業緊急支援事業、沖縄振興特別推進交付金事業、沖縄離島活性化推進事業、沖縄製糖業体制強化対策整備事業、沖縄振興特定事業推進事業、沖縄北部連携促進特別振興事業、沖縄観光景観形成支援事業、沖縄産業創出支援事業(沖縄持続可能な交通環境構築推進事業に限る。)、奄美群島振興交付金事業(農業創出緊急支援事業に限る。)、児童相談所一時保護施設整備事業、地震防災対策特別措置法に基づき国庫補助率のかさ上げが行われる事業、アイヌ政策推進交付金事業	50
まち・ひと・しごと創生交付金事業、地方大学・地域産業創生事業、文化財保存・活用事業(国宝重要文化財等保存・活用事業、重要文化財等防災施設整備事業及び史跡等購入事業に限る。)	30
産業廃棄物不法投棄対策事業(平成17年度以前着工分)	50 (特別交付税により措置)
特定間伐等促進対策事業	30 (特別交付税により措置)
農業農村整備事業(農地耕作条件改善事業及び農業水路等長寿命化・防災減災事業)	20

# 施設整備事業（一般財源化分）債

## 1 事業の概要

三位一体の改革に伴い、平成17年度及び18年度に廃止・税源移譲された施設整備費補助金等に係る事業を対象とする。

なお、施設整備事業（一般財源化分）は、従来の国庫補助負担金相当額について同意等を行うものであり、従来の補助裏部分については、通常の地方債を充当できる。

## 2 同意等基準

平成17年度及び18年度に一般財源化された次の補助金等が対象としていた施設・設備整備事業を対象とするものとする。

- (1) 次世代育成支援対策施設整備交付金（公立保育所及び児童相談所に係るものに限る。）
- (2) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
- (3) 社会福祉施設等施設整備補助金・負担金（市町村立の障害者施設及び保護施設に係るものに限る。）
- (4) 消防防災設備整備費補助金

## 3 運用要綱

起債対象事業費は「施設整備事業（一般財源化分）に係る起債対象事業費の算定について」（平成30年4月2日総財調第7号）により算定した額とするものである。

## 4 充当率

対象事業費の実支出額に補助金廃止前の補助率等を乗じた額（補助率かさ上げ部分を含む。）の100%

## 5 元利償還金に対する交付税措置

70%

## 【参考】

- 施設整備事業（一般財源化分）に係る起債対象事業費の算定について（通知）

平成30年4月2日 総財調第7号 施設整備事業（一般財源化分）に係る起債対象事業費の算定について

三位一体の改革に伴い廃止・税源移譲された施設整備費補助金等に係る事業のうち一部については、「施設整備事業（一般財源化分）」として地方創設整備がされているところですが、今般、対象事業の起債対象事業費の算定について、下記のとおりとすることとしましたので、通知します。

本市直営・委託運営する施設・設備整備事業等に係る起債対象事業費については、以下に定めるとおり算定することとする。

（1）次世代育成支援対策施設整備交付金（公立保育所及び児童相談所に係るものに限る。）

廃止前の要綱に定める交付基準額によらず、対象経費の実支出額と、対象事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じた額とする。

（2）地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

対象事業には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）により創設された介護医療院に係る整備事業を含む。

起債対象事業費は、廃止前の要綱に定める交付基準額によらず、対象

費の実支出額（ユニット型の特別養護老人ホーム、老人保健施設及び介護医療院については、ユニット以外の部分に係るものに限る。）に2分の1を乗じた額とする。

（3）社会福祉施設等施設整備助成金・負担金（市町村立の障害者施設及び保護施設に係るものに限る。）及び消防防災設備整備費補助金

廃止前のそれぞれの要綱に定める基準額によらず、対象経費の実支出額に廃止前の助成（負担）率を乗じた額とする。

2 対象経費の範囲、補助率のかさ上げ等起債対象事業費の算定に関する上記以外の事項については、それぞれの補助金又は負担金に係る廃止前の要綱等の例による。

# 一般事業債

## 1 同意等基準

地方単独事業のうち他の事業区分に属する事業の対象とならない事業を対象とするものとする（ただし、地域開発事業（内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業に限る。）及び観光その他事業（観光施設事業に限る。）を新たに行う法人に対する出資金、貸付金及び補助金に係る地方債については、原則として、当該団体の財政状況を勘案し一定の基準未満の規模のものに限る。）。

## 2 運用要綱

- (1) 一般事業の対象事業には、国庫補助負担事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業を含むものであること（ただし、他の事業区分において対象となるものを除く。）。
- (2) 半島振興道路整備事業とは、次の事業をいうものであること。
  - ① 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 3 条第 1 項に規定する半島振興計画に基づいて、都道府県又は市町村が実施する道路整備事業
  - ② 都道府県知事が、半島地域の振興を図るために、重要であると認められる半島循環道路及び一般国道等へのアクセス道路等で都道府県知事が指定する道路整備事業
- (3) (2)の半島振興道路整備事業のうち「防災機能強化分」とは、次の道路の整備事業をいうものであること。
  - ① 半島地域内の防災拠点間又はこれらと地域の幹線道路等を結ぶ路線
  - ② 最寄りの避難場所までの避難の円滑化に資すると認められる路線
  - ③ 災害発生時に孤立する可能性のある地区の解消に資すると認められる路線
  - ④ 異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間のうち迂回路なしの区間の解消等に資すると認められる路線
- (4) 中心市街地再活性化等特別対策事業については、市町村が実施する中心市街地の集客力を高めるための公共空間の整備等の地方単独事業であって、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 9 条第 10 項の規定に基づく内閣総理大臣の認定を受けた基本計画において位置付けられた事業等を対象とするものであること。
- (5) 一般事業の対象事業のうち庁舎に係る起債対象事業費については、他の公共施設の整備の状況、用地確保の状況、財源計画の確実な見通し及び事業の緊急度等を十分勘案すること。
- (6) 内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業並びに観光施設事業の新規事業（大規模改築を行う場合等経営実態が大きく異なることとなる場合を含む。）を行う法人に対する出資金、貸付金及び補助金に係る地方債については、地方債同意等基準運用要綱別紙 1 に掲げるものを対象とするものであること。
- (7) 地域総合整備資金貸付事業については、地域振興に資する民間事業活動等に対する地方公共団体の貸付金に要する経費を対象とするものであること。なお、当該事業の具体的な取扱いについては、別に定め、別途通知すること。

## 3 充当率及び元利償還金に対する交付税措置

(%)

区分	充 当 率	交付税措置
消防・防災施設整備事業	90 消防庁舎の整備事業 75 (広域化に係るものを除く)	—
一般補助施設整備等事業、一般単独・一般事業共通	① 出資金・貸付金、負担金 出資金・貸付金 ・政府関係機関等 ・コミュニティ・ファンド 形成事業等 ・地域の資源を活用した事業 を行う法人等に対する出資 ・災害復興基金等 ・住宅資金等貸付事業 ・土地開発公社経営健全化 対策に基づく貸付金 負担金 ・政府関係機関等 90 ②①以外の事業 (補助金の財源を含む。) 75	— — —
その他事業	100	—
石綿対策事業 (石綿救済基金に対する拠出)	100	—
地域総合整備資金貸付事業	100	75(特別交付税) ※利子負担相当額
地域鉄道対策事業	100	30(普通交付税)
石綿対策事業 (公共施設等の石綿の除去事業)	95	40(特別交付税)
拠点法等特別事業	90	—
河川等事業	90	—
半島振興道路整備事業 (防災機能強化分に限る。)	90	30(普通交付税)
児童相談所整備事業	90	50(普通交付税)
中心市街地再活性化等特別対策事業	75	30(特別交付税)

# 地域活性化事業債

## 1 事業の概要

「地域の経済循環の創造に資する事業」「活力ある経済・生活圏の形成の推進に資する事業」等を対象としている。

## 2 同意等基準

地域活性化事業については、地域の経済循環の創造に資する事業、活力ある経済・生活圏の形成のための連携中枢都市圏構想や定住自立圏構想の推進に資する事業等地域の活性化のための基盤整備事業を対象とするものとする。

## 3 運用要綱

(1) 地域活性化事業は、地域の活性化のための基盤整備事業（自然、景観、文化、產品等の多様な地域資源等の活用や、地方公共団体が核となった、産業界、大学等、地域金融機関の連携による事業化を通じ、地域経済循環を創造することに資する事業、人口減少・少子高齢社会において活力ある社会経済を維持するための拠点である連携中枢都市圏構想の推進に資する事業（圏域全体に効果が及び、圏域をけん引するために必要な取組を進める上で中核となる施設等の整備に限る。以下同じ。）、中心市と近隣市町村の相互連携を強化し、圏域全体で生活機能を確保する定住自立圏構想の推進に資する事業（医療・福祉、産業振興及び公共交通の3分野に限る。以下同じ。）及び合併の円滑化に係る事業をいう。）を対象とし、事業内容の例示等は以下のとおりである。

### ① 地域経済循環の創造

- ア 地域資源活用事業
- イ 地域情報通信基盤整備事業
- ウ 自然再生・地球温暖化対策事業
- エ 国土保全対策事業

### ② 人材力の活性化

- ア Uターン等による地方移住者・定住者向け貸付住宅の整備
- イ 地場産業後継者の育成・支援施設等の整備
- ウ NPOサポートセンター、ボランティア支援センター等の共生社会を支える市民活動支援のための施設の整備
- エ 地域貢献・地域連携を主たる目的とする公立大学、公立短期大学及び公立高等専門学校の施設（产学連携拠点施設、サテライトキャンパス、地域交流拠点施設、地域連携センター等）の整備（私立大学等の設置者からの買取りは除く。）

### ③ 地域の歴史文化資産の活用

### ④ 一億総活躍社会の実現のためのいのちと生活を守る安心の確保

- ア リハビリテーション施設、看護師等養成所（学校教育法第1条で定めるものを除く。）等の地域の少子高齢化社会を支える保健福祉施設の整備
- イ 地域住民が公共施設・医療機関・ターミナル等へ移動するための車両の導入
- ウ 集落移転事業、定住促進団地整備事業及び季節居住団地整備事業に伴って必要となる生活環境施設の整備

- ⑤ 連携中枢都市圏構想の推進
  - ⑥ 定住自立圏構想の推進
  - ⑦ 合併の円滑化
- (2) 国庫補助事業により整備される下記①から⑤までの事業については対象事業に含まれるものであること。
- ① 地域木材を利用した施設の整備事業
  - ② 連携中枢都市圏構想の推進に資する事業（原則として、連携中枢都市圏構想の推進の観点から優先採択等することとされている国庫補助事業であって、総事業費が1億円以上（医療分野及び公共交通分野においては総事業費1,000万円以上）の事業）
  - ③ 定住自立圏構想の推進に資する事業（原則として、定住自立圏構想の推進の観点から優先採択等することとされている国庫補助事業であって、総事業費が1億円以上（医療分野及び公共交通分野においては総事業費1,000万円以上）の事業）
  - ④ 無線システム普及支援事業費等補助金による事業（高度無線環境整備推進事業に限る。）
  - ⑤ 放送ネットワーク整備支援事業費補助金による事業（ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業に限る。）
- (3) 既存の施設を本事業が目的とする喫緊の政策課題の実現を図るために施設に転用するための増改築等のリニューアル事業で、「地域再生基本方針」（平成17年4月22日閣議決定）に基づく地域再生計画に位置付けられた事業は対象事業に含まれるものであること。
- (4) 建築基準法に定める建築物とおおむね一致する施設（いわゆる箱物）の新設事業等については、本事業の目的を達成するために必要不可欠な施設が対象となるものであること。

#### 4 充当率

90%

#### 5 元利償還金に対する交付税措置

30%

# 防災対策事業債

## 1 事業の概要・同意等基準

単独事業として行う災害等に強い安心安全なまちづくりを推進するための防災基盤の整備事業、災害時に避難拠点となる公共施設又は公用施設の耐震化事業及び自然災害を未然に防止するために行う事業を対象とする。

## 2 運用要綱

### (1) 防災基盤整備事業

#### ① 消防防災施設整備事業

消防防災施設の整備に関する事業で、地域防災計画と整合性を図りつつ行う次の事業

ア 消防団拠点施設等（災害時に消防団や自主防災組織等の活動拠点となるよう、備蓄倉庫や資機材庫等の機能を備え、平時に消防団や自主防災組織等の訓練・研修等が行える公共施設）	キ 指定避難所における避難者の生活環境の改善や感染症対策に係る施設（トイレ、更衣室、授乳室、シャワー、空調、Wi-Fi、バリアフリー化、換気扇、洗面所、男女別の専用室、非接触対応設備、発熱者専用室等、要配慮者を滞在させるための居室等。社会福祉法人が避難者のために整備する社会福祉施設及び学校法人が避難者のために整備する学校施設に係るものも含む。（地方公共団体の補助金を限度とする。））
イ 防災資機材等備蓄施設及び拠点避難地（夜間照明や備蓄倉庫等を併設した大規模災害発生時の避難地となる施設）	ク 災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設（地域防災計画等に位置付けられる災害対策本部員室、災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）（危機管理担当執務室を含む。）、応援職員のための執務室、一時待避所、物資集積所等）
ウ 災害応急対策を継続するための設備・車両資機材（非常用電源及びトイレカー）	ケ 救急業務に従事する救急隊員及び救急隊員と連携して出動する警防要員の使用する消防本部、消防署及び出張所における感染症対策に係る施設（仮眠室、浴室の個室化、消毒室、トイレ、換気扇、非接触対応設備、固定式間仕切り、救急資器材・資機材用備蓄倉庫等）
エ 緊急時に避難又は退避するための施設（津波避難タワー、活動火山対策避難施設等）	コ 緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設
オ 避難路・避難階段（避難経路や緊急車両の進入経路等災害時において、避難するために特に必要な道路や階段の新設・改良等。社会福祉法人が整備する社会福祉施設及び学校法人が整備する幼稚園、特別支援学校及び認定こども園（以下、「幼稚園等」という。）に係るものも含む。（地方公共団体の補助金を限度とする。））	サ 緊急消防援助隊の編成に必要な施設
カ 次の公共施設又は公用施設において、防災機能を強化するための施設（電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等の浸水対策、災害時に倒壊の危険性のあるブロック塀の安全対策、天井に設置している設備の落下防止対策、夜間照明、避難のための屋上階段の設置など避難者の安全性向上のために必要な改修等。社会福祉法人が整備する社会福祉施設及び学校法人が整備する学校施設に係るものも含む。（地方公共団体の補助金を限度とする。））	シ 緊急消防援助隊受援計画に宿営場所として位置づけられた消防本部、消防署、出張所及び消防学校における女性専用施設（浴室、トイレ、仮眠室、更衣室、洗面所等）
（ア）災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「指定避難所」という。）	ス 消防団に整備される施設（消防団活動を行うにあたり必要となる指揮広報車、消防ポンプ自動車、消防団情報伝達システム等）
（イ）災害時に災害対策の拠点となる公共施設又は公用施設	セ 消防水利施設
（ウ）不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路及び歩道橋等の交通安全施設を含む。）	ソ 初期消火資機材
（エ）災害時に要配慮者対策が必要となる社会福祉事業の用に供する公共施設	タ 消防本部に整備される災害対応ドローン（水中ドローン及び物資輸送用ドローンを含む。）
（オ）災害時に要配慮者対策が必要となる幼稚園等	チ 消防本部又は消防署に整備される施設（高規格救急自動車等で、消防力の整備指針に基づきそれぞれの車両ごとに算定された数を超えて整備される車両等）
	ツ 消防防災情報通信施設
	テ 実践的訓練設備（模擬消火訓練装置（AFT）及び実火災体験型訓練装置（ホットトレーニング））

## ② 浸水想定等区域移転事業

ア 施設の大宗が浸水想定等区域（以下の（ア）及び（イ）に掲げる区域をいう。以下同じ。）内にあり、地域防災計画上、浸水対策等の観点から移転が必要と位置付けられた次の公共施設又は公用施設の移転を対象とする。

（ア） 施設の大宗が津波浸水想定区域内にあり、大規模地震が発生した場合に甚大な被害を受けると想定され、災害時に災害対策の拠点となる公共施設又は公用施設、災害時に要配慮者対策が必要となる公共施設（社会福祉事業の用に供する公共施設及び幼稚園等）の移転

（イ） 施設の大宗が洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の区域内にある消防署、出張所及び指令センター（以下「消防署所等」という。）の移転

イ 庁舎については、原則として次に定める面積及びm<sup>2</sup>当たり単価に基づき算定した額を上限として、起債対象事業費を算出するものであること。

（ア） 面積

入居職員数×職員一人当たり面積（35.3 m<sup>2</sup>）と移転前面積を比較して大きい方

（イ） m<sup>2</sup>当たり単価

468 千円

ウ 庁舎以外の公共施設又は公用施設の移転については、原則として移転前の延床面積を上限とするものであること。

エ 用地については、移転前の用地面積を上限とするものであること（庁舎の用地費については、イで算定した起債対象事業費とは別に対象となるものであること。）。

オ 地理的な制約のため浸水想定等区域内において建替えを行う場合のかさ上げに要する経費等も対象となるものであること（庁舎のかさ上げに要する経費等については、イで算定した起債対象事業費とは別に対象となるものであること。）。

## ③ 消防広域化及び消防の連携・協力関連事業

「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成 18 年消防庁告示第 33 号）に基づき、広域化したもの又は広域化の期限までに広域化するもの（消防広域化重点地域に指定されたものに限る。）が実施する消防広域化事業又は「消防の連携・協力の推進について」（平成 29 年 4 月 1 日付け消防消第 59 号消防庁長官通知）に基づき、消防の連携・協力をを行うものが実施する消防の連携・協力に関する次の事業

ア 広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画（以下「広域消防運営計画等」という。）に基づき必要となる消防署所等の増改築（一体的に整備する自主防災組織等のための訓練研修施設を含む。）ただし、広域消防運営計画等において消防署所等の再配置が必要であると位置付けられたものは、新築についても対象とするものであること。

イ 広域消防運営計画等に基づく消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備

ウ 広域消防運営計画等に基づき統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要な改築

エ 連携・協力実施計画（高機能消防指令センターの整備については、「消防指令センターの共同運用にあたっての留意事項について」（令和 3 年 3 月 22 日付け消防第 130 号消防庁消防・救急課長通知）に掲げる事項を記載したもの）をいう。以下同じ。）に基づき必要となる高機能消防指令センターの整備

- オ 連携・協力実施計画に基づき必要となる訓練施設の整備
- カ 連携・協力実施計画に基づき必要となる消防用車両等の整備

## (2) 公共施設等耐震化事業

大規模災害時に防災拠点となることや人命に対する被害等が生じると見込まれる公共施設又は公用施設の耐震化（社会福祉法人が整備する社会福祉施設及び学校法人が整備する学校施設に係るものも含む。（地方公共団体の補助金を限度とする。））であり、具体的には以下の事業を対象とする。

- ① 次のような施設であって、地域防災計画上、その耐震改修を進める必要があるとされた施設
  - ア 指定避難所
  - イ 災害時に災害対策の拠点となる公共施設又は公用施設
  - ウ 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路及び歩道橋等の交通安全施設を含む。）
  - エ 災害時に要配慮者対策が必要となる社会福祉事業の用に供する公共施設
  - オ 災害時に要配慮者対策が必要となる幼稚園等
  - カ 地震による倒壊の危険性が高い庁舎（Is 値 0.3 未満）であって、地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に定められた施設
- ② 原則として耐震化を目的とする当該施設の一部改築又は増築を対象とするものである。ただし、消防署所等については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるものについて対象とする。

## (3) 自然災害防止事業

地域防災計画に掲げられている災害発生時に危険な区域において、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を予防するために地方単独事業として行う治山、砂防、地すべり、河川、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利防災、海岸保全、湛水防除、特殊土壤、道路防災、港湾防災、漁港防災、農道防災、林道防災、都市公園防災、地盤沈下対策又は防雪施設に係る事業

## (4) デジタル化関連事業等

(1)に規定する対象事業のうち、次の事業を令和 6 年度地方債充当率に定めるデジタル化関連事業等とする。

- ① 消防防災情報通信施設のうち防災行政無線整備事業（デジタル方式で整備するものに限る。）
- ② 広域消防運営計画等に基づき必要となる高機能消防指令センターの増改築（広域消防運営計画等において再配置が必要であると位置付けられた高機能消防指令センターの新築を含む。）
- ③ 広域消防運営計画等に基づく消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備
- ④ 連携・協力実施計画に基づき必要となる高機能消防指令センターの整備
- ⑤ 連携・協力実施計画に基づき必要となる消防用車両等の整備

## (5) 高機能消防指令センターの整備に係る事業

(1)に規定する対象事業のうち、高機能消防指令センター整備に係る事業については、「消防指令システムの標準仕様書等の策定について」（令和 6 年 3 月 27 日付け消防情第 94 号消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室長通知）において示された標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）に基づく消防指令システムの整備を伴うものに限り、防災対策事業の対象とするものであること。なお、令和 5 年度までに基本設計が完了した消防指令システムの整備を伴うものについては、令和 6 年度以降も引き続き防災対策事業の対象とするものであること。

3 充当率 (%)

防災基盤整備事業 (デジタル化関連事業等、浸水想定区域移転事業)	75 (90)
公共施設等耐震化事業	90
自然災害防止事業	100

4 元利償還金に対する交付税措置 (%)

防災基盤整備事業 (デジタル化関連事業等、浸水想定区域移転事業)	30 (50)
公共施設等耐震化事業 (※)	50
自然災害防止事業	団体の財政力に応じ 28.5～57

※地震による倒壊の危険性が高い庁舎及び避難所 (Is 値 0.3 未満) であって、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に定められた施設の耐震改修事業の場合は、元利償還金の 3 分の 2 に相当する額

# 旧合併特例事業債

## 1 同意等基準

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号。以下「旧法」という。）の下で合併した市町村が行う市町村建設計画に基づく事業及び市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 10 号）による改正前の市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号。以下「現行法」という。）の下で都道府県の構想に位置づけられた市町村（以下「構想対象市町村」という。）の合併に伴い必要となる事業等又は平成 22 年 3 月 31 日までに合併した市町村において都道府県等が行う交通基盤の整備事業を対象とする。

## 2 運用要綱

- (1) 旧合併特例事業については、従前の合併特例事業と同一の取扱いとするものであること。
- (2) 公共的施設の統合整備事業として既存施設の除却を行う場合には、当該除却については、公共施設等総合管理計画に基づいて行われるものであること。

## 3 充當率及び元利償還金に対する交付税措置

(%)

対象事業	充當率	交付税措置
<b>【旧法分】</b>		
(1) 旧市町村合併特例事業（合併後の市町村事業） ① 市町村建設計画に基づく特に必要な事業 ② 上水道、下水道及び病院事業について、合併に伴う嵩経費のうち特に必要と認められる経費に対する一般会計からの出資及び補助 ③ 市町村振興のための基金造成	95 (地方公営企業に対する一般会計からの出資金及び補助金等にあっては 100)	70
(2) 旧市町村合併推進事業 都道府県等が行う交通基盤の整備事業	90	50
<b>【現行法（改正前※）分】</b>		
(2) 旧市町村合併推進事業 ① 市町村事業 ア 構想対象市町村相互間の道路・橋りょう・トンネル（街路、農道、林道等を含む。）の整備事業 イ 構想対象市町村相互間の電算システム統合整備、地域インターネット整備事業 ウ 本庁舎等、消防庁舎及び消防防災施設の整備事業 エ 火葬場・斎場の整備事業 オ 保育所・子育て支援施設等の整備事業 カ 既存の公共施設等を廃止して行う統合施設の整備 ② 都道府県事業 都道府県等が行う交通基盤の整備事業	90 (既存の公共施設等を廃止して行う統合施設の整備等であって市町村合併による行政コストの合理化効果の発現に繋がる事業については 50)	40

※ 市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 10 号）による改正前のこときをいう。

# 緊急防災・減災対策事業債

## 1 事業の概要・同意等基準

防災基盤の整備事業並びに公共施設及び公用施設の耐震化事業で、東日本大震災等を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等を対象とする。

## 2 運用要綱

### (1) 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備

① 消防団拠点施設等（災害時に消防団や自主防災組織等の活動拠点となるよう、備蓄倉庫や資機材庫等の機能を備え、平時に消防団や自主防災組織等の訓練・研修等が行える公共施設）	⑦ 指定避難所における避難者の生活環境の改善や感染症対策に係る施設（トイレ、更衣室、授乳室、シャワー、空調、Wi-Fi、バリアフリー化、換気扇、洗面所、男女別の専用室、非接触対応設備、発熱者専用室等、要配慮者を滞在させるための居室等。社会福祉法人が避難者のための整備する社会福祉施設、学校法人が避難者のために整備する学校施設に係るものも含む。（地方公共団体の補助金を限度とする。））
② 防災資機材等備蓄施設及び拠点避難地（夜間照明や備蓄倉庫等を併設した大規模災害発生時の避難地となる施設）	⑧ 災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設（地域防災計画等に位置付けられる災害対策本部員室、災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）（危機管理担当執務室を含む。）、応援職員のための執務室、一時待避所、物資集積所等）
③ 災害応急対策を継続するための設備・車両資機材（非常用電源及びトイレカー）	⑨ 救急業務に従事する救急隊員及び救急隊員と連携して出動する警防要員の使用する消防本部、消防署及び出張所における感染症対策に係る施設（仮眠室・浴室の個室化、消毒室、トイレ、換気扇、非接触対応設備、固定式間仕切り、救急資器材・資機材用備蓄倉庫等）
④ 緊急時に避難又は退避するための施設（津波避難タワー、活動火山対策避難施設等）	⑩ 緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設
⑤ 避難路・避難階段（避難経路や緊急車両の進入経路等災害時において、避難するために特に必要な道路や階段の新設・改良等。社会福祉法人が整備する社会福祉施設及び学校法人が整備する幼稚園、特別支援学校及び認定こども園（以下「幼稚園等」という。）に係るものも含む。（地方公共団体の補助金を限度とする。））	⑪ 緊急消防援助隊の編成に必要な施設のうち、緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等
⑥ 次の公共施設又は公用施設において、防災機能を強化するための施設（電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等の浸水対策、災害時に倒壊の危険性のあるブロック塀の安全対策、天井に設置している設備の落下防止対策、夜間照明、避難のための屋上階段の設置など避難者の安全性向上のために必要な改修等。社会福祉法人が整備する社会福祉施設及び学校法人が整備する学校施設に係るものも含む。（地方公共団体の補助金を限度とする。））	⑫ 緊急消防援助隊受援計画に宿営場所として位置づけられた消防本部、消防署、出張所及び消防学校における女性専用施設（浴室、トイレ、仮眠室、更衣室、洗面所等）
ア 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「指定避難所」という。）	⑬ 消防団に整備される施設（消防団活動を行うにあたり必要となる、指揮広報車、消防ポンプ自動車、消防団情報伝達システム等）のうち、消防団の機能強化を図るための施設・設備（消防団車両の増強、初期消火資機材の増強や救助活動等を行うために必要な車両の整備、避難誘導を行う消防団の情報伝達手段の整備等）
イ 災害時に災害対策の拠点となる公共施設又は公用施設	⑭ 消防水利施設
ウ 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路及び歩道橋等の交通安全施設を含む。）	⑮ 初期消火資機材
エ 災害時に要配慮者対策が必要となる社会福祉事業の用に供する公共施設	⑯ 消防本部に整備される災害対応ドローン（水中ドローン及び物資輸送用ドローンを含む。）
オ 災害時に要配慮者対策が必要となる幼稚園等	

### (2) 大規模災害に迅速に対応するために緊急に整備する必要のある情報網の構築

① 消防救急デジタル無線の機能強化を伴う更新	の要件の全てを満たす、都道府県庁と都道府県内の全市町村とを結ぶ一的な衛星通信システムに係る整備事業等（同衛星通信システム整備事業に対する市町村が実施する追加的整備事業及び負担金を含む。）
② 防災行政無線のデジタル化及びデジタル化された防災行政無線の住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化	ア 災害発生時に輻輳を回避するための専用通信網もしくは帯域保証により安定的な通信を確保できること
③ 全国瞬時警報システム（J アラート）に係る情報伝達手段の多重化	イ 災害対応を円滑に行うために画像やデータを円滑にやり取りできるだけの十分な回線容量を常に確保すること
④ 防災情報システムなど大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設	ウ 被害状況等に係る情報を円滑に共有するために都道府県庁と都道府県内の全市町村とを結ぶ一的なネットワークであること
⑤ 「地域衛星通信ネットワークの第 3 世代システム等の一体的な整備の推進について」（令和 3 年 1 月 22 日付け消防情第 30 号 消防庁国民保護・防災部防災情報室長通知）に基づき、都道府県が実施する以下のアからウまで	⑥ 災害時オペレーションシステム

### (3) 浸水想定等区域移転事業

① 施設の大宗が浸水想定等区域（以下のア及びイに掲げる区域をいう。以下同じ。）内にあり、地域防災計画上、浸水対策等の観点から移転が必要と位置付けられた次の公共施設又は公用施設の移転を対象とする。

ア 施設の大宗が津波浸水想定区域内にあり、大規模地震が発生した場合に甚大な被害を受けると想定され、災害時に災害対策の拠点となる公共施設又は公用施設、災害時に要配慮者対策が必要となる公共施設（社会福祉事業の用に供する公共施設及び幼稚園等）の移転

イ 施設の大宗が洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の区域内にある消防署所等の移転

② 庁舎については、原則として次に定める面積及びm<sup>2</sup>当たり単価に基づき算定した額を上限として、起債対象事業費を算出すること。

ア 面積

入居職員数×職員一人当たり面積（35.3 m<sup>2</sup>）と移転前面積を比較して大きい方

イ m<sup>2</sup>当たり単価

468 千円

③ 庁舎以外の公共施設又は公用施設の移転については、原則として移転前の延床面積を上限とするものであること。

④ 用地については、移転前の用地面積を上限とするものであること（庁舎の用地費については、②で算定した起債対象事業費とは別に対象となるものであること。）。

⑤ 地理的な制約のため浸水想定等区域内において建替えを行う場合のかさ上げに要する経費等も対象となるものであること（庁舎のかさ上げに要する経費等については、②で算定した起債対象事業費とは別に対象となるものであること。）。

### (4) 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」に基づき、広域化したもの又は広域化の期限までに広域化するもの（消防広域化重点地域に指定されたものに限る。）が実施する消防広域化事業又は「消防の連携・協力の推進について」（平成29年4月1日付け消防消第59号消防庁長官通知）に基づき、消防の連携・協力をを行うものが実施する消防の連携・協力に関する次の事業

① 広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画（以下「広域消防運営計画等」という。）に基づき必要となる消防署所等の増改築（一体的に整備する自主防災組織等のための訓練研修施設を含む。）ただし、広域消防運営計画等において消防署所等の再配置が必要であると位置付けられたものは、新築についても対象とするものであること。

② 広域消防運営計画等に基づく消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備

③ 広域消防運営計画等に基づき統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要な改築

④ 連携・協力実施計画に基づき必要となる高機能消防指令センターの整備

⑤ 連携・協力実施計画に基づき必要となる訓練施設の整備

⑥ 連携・協力実施計画に基づき必要となる消防用車両等の整備（「消防の連携・協力による消防用車両等の共同整備の実施にあたっての留意事項」（令和4年3月31日付け消防消第102号消防庁消防・救急課長通知）に掲げる消防用車両等に限る。）

### (5) 大規模災害時に防災拠点となることや人命に対する被害等が生じると見込まれるため、地域防災計画上、その耐震改修を進める必要があるとされた公共施設又は公用施設の耐震化（具体的事業については、防災対策事業債2(2)公共施設耐震化事業と同様）

- (6) 防衛施設周辺の生活環境の整備に係る補助金及び奄美群島振興交付金を受けて実施する(1)から(5)までの事業
- (7) 上記(1)から(5)で対象としている事業のうち、高機能消防指令センターの整備に係る事業については、標準仕様書に基づく消防指令システムの整備を伴うものに限り対象。なお、令和5年度までに基本設計が完了した消防指令システムの整備を伴うものについては、令和6年度以降も引き続き緊急防災・減災事業の対象。

**3 充当率**

100%

**4 元利償還金に対する交付税措置**

70%

# 公共施設等適正管理推進事業債

## 1 事業の概要

公共施設等の老朽化対策が課題となる中で、財政負担の軽減・平準化に向けた集約化・複合化と併せて長寿命化等の推進が必要となっていること、コンパクトシティ形成に向けて省庁横断的な対応が求められていること、熊本地震の被害状況を踏まえ庁舎機能の確保等の必要性が高まっていること、歴史的低金利など地方債の市場環境等を踏まえ、公共施設等の適正管理の取組を推進するため、平成29年度より、従来の公共施設最適化事業債等を再編、拡充し創設された事業債である。

## 2 同意等基準

公共施設等総合管理計画（「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（平成26年4月22日総財務第74号）」に基づき策定する計画をいう。以下同じ。）に基づいて行われる公共施設等における以下の地方単独事業等を公共施設等適正管理推進事業の対象とするものとする。

- (1) 集約化・複合化事業
- (2) 長寿命化事業
- (3) 転用事業
- (4) 立地適正化事業
- (5) ユニバーサルデザイン化事業
- (6) 除却事業

※ 市町村役場機能緊急保全事業については、令和2年度までに実施設計に着手した事業のみを対象とする。

## 3 運用要綱

### (1) 集約化・複合化事業

- ① 集約化又は複合化を行おうとする施設に係る個別施設計画（当該地方公共団体における公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた事業であって、建築物にあっては全体として延床面積が減少するもの、非建築物にあっては全体として維持管理経費等が減少すると認められるものであること。
- ② 集約化又は複合化による統合前の施設の廃止が、統合後の施設の供用開始から5年（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）に基づく場合は10年）以内に行われるものを対象とするものであること。
- ③ 公用施設や公営住宅、公営企業施設等（以下「公用等施設」という。）を整備する事業は、対象とならないものであること。
- ④ 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業や複合化事業（集約化・複合化する施設を有しない地方公共団体が事業の実施主体となる場合を含む。）についても、当該事業が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項に規定する連携協約や協定等に基づいて行われる場合には、対象となるものであること。
- ⑤ 国庫補助事業として実施される事業についても対象事業に含まれるものであること。

### (2) 長寿命化事業

- ① 個別施設計画に位置付けられた公共用の建築物並びに道路、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設、林道、漁港施設、農業水利施設、農道及び地すべり防止施設（③において「道路等」という。）に係る長寿命化事業を対象とするものであること。

- ② 公公用の建築物については、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第一に掲げる耐用年数をいう。）を超えて公用用の建築物を使用するために行う改修事業を対象とするものであること。
  - ③ 道路等については、インフラ長寿命化計画（「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）に基づき、所管省庁が策定する計画をいう。）等を踏まえて実施される改修事業を対象とするものであること。
  - ④ 公用等施設の改修事業は、対象とならないものであること。
  - ⑤ 改修前の施設の面積を上限として、起債対象事業費を算出すること。
- (3) 転用事業
- ① 個別施設計画に位置付けられた施設の転用事業を対象とするものであること。
  - ② 転用後の施設が公用等施設である事業は、対象とならないものであること。
  - ③ 転用前の施設の面積を上限として、起債対象事業費を算出すること。
- (4) 立地適正化事業
- ① 立地適正化計画に基づく事業であって、都市再生特別措置法第 81 条第 2 項第 2 号に規定する居住誘導区域又は同項第 3 号に規定する都市機能誘導区域で実施することが補助率かさ上げ等の要件となっている国庫補助事業を補完する事業（③において「補完事業」という。）及び当該国庫補助事業と一体的に実施される事業を対象とするものであること。
  - ② 公用等施設を整備する事業は、対象とならないものであること。
  - ③ 補完事業については、対象となる事業について、事業実施前の施設の面積を上限として、起債対象事業費を算出すること。
- (5) ユニバーサルデザイン化事業
- ① 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。）に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業であり、具体的には次の事業を対象とするものであること。
    - ア バリアフリー法第 25 条に規定する移動等円滑化基本構想に基づく事業
    - イ バリアフリー法第 10 条に規定する道路移動等円滑化基準、第 13 条に規定する都市公園移動等円滑化基準及び第 14 条に規定する建築物移動等円滑化基準等に適合させるための改修事業
  - ② ①以外の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業（「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月、ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議）におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえて実施される公共施設等の改修事業）についても対象とするものであること。
  - ③ ①イ及び②については、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられている事業であること。
  - ④ 公営住宅や公営企業施設等を整備する事業は、対象とならないものであること。
- (6) 除却事業
- 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 33 条の 5 の 8 に規定する公共施設等の除却を行う事業を対象とするものであること。

## 4 充当率及び元利償還金に対する交付税措置

(%)

対象事業	充當率	交付税措置
(1) 集約化・複合化事業		50
(2) 長寿命化事業		30
(3) 転用事業	90	財政力に応じて 30～50 (※)
(4) 立地適正化事業		
(5) ユニバーサルデザイン化事業		
(6) 除却事業	90	なし
参考：市町村役場機能緊急保全事業	90 (交付税措置対象分 75)	交付税措置対象分の 30

(※) 財政力指数と交付税措置 (%)

財政力指数	交付税措置
0.8 以上	30
0.4 以上 0.8 未満	財政力に応じて 30～50
0.4 未満	50